

理 由 書

区域区分の変更に伴う用途地域の変更に合わせて、当該変更箇所については、市街地の環境を維持し、都市機能に適応した土地利用の誘導を図るため、現在の高度地区を本案のとおり変更するものです。

金田字から池については、道路の整備による区域区分決定境界の地形地物の変更等に伴い市街化調整区域に編入するため、高度地区を廃止するものです。

このほか、上宮田字根元、上宮田字岩井口乙については、道路廃止による高度地区決定境界の地形地物の変更を行うものです。